

第五十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 十 号

昭和四十三年三月二十二日(金曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 小峯 柳多君

理事 天野 公義君

理事 鳴田 宗一君

理事 堀 昌雄君

理事 遠藤 三郎君

大橋 武夫君

海部 俊樹君

小宮山重四郎君

櫻内 義雄君

塩谷 一夫君

田中 六助君

武藤 嘉文君

久保田鶴松君

多賀谷貞稔君

中谷 鉄也君

古川 喜一君

塚本 三郎君

岡本 富夫君

出席政府委員

内閣法制局第四部長

公正取引委員会委員長

大蔵省政務次官

大蔵省証券局長

通商産業政務次官

中小企業庁長官

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官

参 考 人

(東京中小企業投資育成株式会社社長)

江 沢 省三君

参 考 人
(東京証券取引所理事長)
森永貞一郎君
専 門 員 椎野 幸雄君

三月二十一日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として岡田春夫君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡田春夫君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として佐々木三君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木三君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

情書外三件(横浜市南区南吉田町三の三〇神奈川県民主商工会山田昇平外三名)(第二〇五号)

水道用電力料金の軽減に関する陳情書(砂川市議会議長萩原光雄)(第二〇八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

〇小峯委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案を議題として、審議を進めます。

本日、本案審査のため、参考人として、たまたま東京中小企業投資育成株式会社社長江沢省三君が出席されております。

なお、十二時から、東京証券取引所理事長森永貞一郎君が出席される予定になっておりますので、御了承願います。

参考人におかれましては、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武藤嘉文君。

〇武藤(嘉)委員 先日信用保険の法案の関係で、中小企業の問題につきましては相当いろいろの論議が尽くされてまいりましたが、私といたしましては、この中小企業の問題で、先日来お聞きしておいても論議になつていなかった点もございまして、いま少し承りたいと思つております。

資本取引の自由化とか、あるいは後進地域の進出、あるいは将来は特恵関税の問題とか、あるいは最近、できるかできないかわかりませんが、

けれども、アメリカの課徴金の問題、また国内においては金融の引き締め、あるいはまた労働力が足りないという点から人件費が非常に上がったてきおる等、いろいろと中小企業が苦しい立場に追い込まれておまして、そのために毎月毎月倒産件数も増加をきておる、こういうことでございまして、しかしながら、今日のような情勢というものは、前から予測されておつたことじゃなからうか。と申しますのは、昭和三十八年に中小企業基本法が制定をされましたときに、いろいろと基本法の中におきまして、今日のような事態、たとえばそういう国際競争力を高めるためだとか、あるいは中小企業の構造自体を合理化しなさいといふことか、あるいはまたその基本法の第三条で、国の施策といたしまして、いろいろのことをやらなければいけないといふこともうたわれておつたわけでございまして、しかしながら、今日になつても依然として毎年毎年の中小企業対策において同じようなことが言われておる。といふことは、裏を返しますと、私、思いますのに、中小企業振興というお題目は唱えられるけれども、実際に国の施策としては、中小企業の核心に触れた抜本的な改革案というものがなされてないんじやなからうか、極端にいへば、その場だけの、おさなりの中小企業対策を進めていけばいいという考え方がなきにしもあらずではなからうか、こつこつと私には考へておられます。たとえば三十八年度から四十三年度まで、いわゆる基本法が生れてから今日までの国の予算におきまして、通産省所管の一般会計予算に占めます中小企業対策の予算、この割合を見てみますと、三十八年度で一九・六％、三十九年度で二二・五％、四十年で二四・四％、四十一年で二五・三％、四十二年で二六・八％、現在審議されております四十三

年度の予算が成立いたしますと、三一・二%、こういう率になっておるわけでございます。そういう点からいって、毎年少しずつ増加をいたしてありますが、その増加率は非常に微々たるものであり、また全体に占める割合もやつと昨年から三〇%台になった、こういうようなことでございす。そういう点から考えて、たとえば石炭対策費などを例に取り上げますと、これは中小企業対策と比べると相当大幅な予算が組まれておるわけでございます。また今日までの日本の経済政策、産業政策というものが、税制面、金融面も含めまして、どちらかというと大企業を中心にたられてきた、それが今日の中小企業対策にあらわれ、結果的には日本経済の特徴でございます。二重構造というものが生まれてきたんじゃないか、こういうふうに考えております。今後国際競争力をもっともって高めていかなければならないという時期において、大企業はどうかにかうにか現在世界第三位の工業力を有するまでになってまいりましたから、もうこれははたしていいと思ひますけれども、しかしいま申し上げるように、二重構造であるがために、たとえば自動車産業にいたしましても、あるいは造船業にいたしましても、幾ら大企業の方が優秀になりましても、その相当部分の部品をつくっておるころの中小企業が合理化され近代化されなければ、最終的には日本の工業力というものは世界に伍していけない、こういうことになるんじゃないか。そういう意味からいまして、今後はもっと思い切った抜本的な改革というものを中小企業対策にとらなければいけない。極端にいえば、少なくとも通産省関係の予算などは、私は将来においては半分以上は中小企業に使ってほしいんじゃないか。あるいはまたその他の面で、たとえば税制の面におきましても、中小企業の同族会社であるがための留保課税とか、そういうような点においてもいろいろ問題がございます。また昨年臨時国会のときにおいても、私も質問の中で御指摘を申し上げたと思いますが、中小企業金融に對しま

しても、最近の中小企業金融というものはわりかし窮乏な、ひどい目にあいつつある。こういうことを考えますときに、ほんとうに思い切った対策を今日なさらないことには、これはたいへんなことになる。こういうふうに考えておりますが、その点につきまして中小企業庁長官と、お願いできましたら大蔵省の主計官にこちらに来ていただきたい、長官並びに主計官から考え方を承りたいと思ひます。

○乙竹政府委員 武藤先生から、いま日本の中小企業の占めております地位、また国民経済上の重要性、それに対して政府施策の必要性について御指摘がございました。私、長官といたしまして、まことにとおっしゃるとおりであるというふうに存じます。この中小企業問題につきましては、基本法制定以前から政府としては取り組んできたわけでございますが、この中小企業問題は非常に重大な問題である反面、実にまた困難な問題でありまして、その困難性はそもそも日本経済のひずみに問題が発生しているわけでありまして、また現在中小企業者自身が非常に数が多い、したがって政策の浸透がはかりにくい、数が多いのみならず、組織化が非常にむずかしい、またさらに、農業にも数が多いのでございすけれども、農業に比べますと中小企業者は業種が非常に複雑でございまして、業種ごとに持っております問題は、共通問題もある反面、おのおの業種に根ざす別々の問題を持っておる、こういうふうなことでございまして、せつかく私たちとしても努力をしたのでございまして、御指摘のように遺憾ながら必ずしも十分なる政策浸透を見ていなかった現状でございまして、ところが、御指摘のように、中小企業問題が持つております重要性は、ここ一、二年、特に本年に入りましてから緊迫の度を加えてまいりまして、御指摘のような海外の諸条件、すなわち自由化を迫られておりますことである、特に関税上自由化の迫り上げ、また先進諸国におきます輸入制限、特に米国のドル防衛の諸対策、こういうふうなことで、また国内的には

労働事情の変化、労賃の高騰、中小企業がよって立つておりました農畜低廉なる労働力という存在の基盤が失われつつある、こういうふうなところから、中小企業問題は非常に緊迫の度を加えてきたわけでございます。私たちがこの緊迫の度を真正面から受けております。ただいまやるべきことは中小企業政策について抜本的な対策を考へることであるということ、過日から国会に御報告申し上げてございすように、中小企業政策審議会を開きまして、根本的な対策の検討をやっておるわけでございますが、今年度予算におきましても、財政硬直化のありではございすけれども、財政の許す限りの予算を計上したわけでございます。ただ、先生御指摘のように、確かに依然として一般予算の比率は通産省所管の中で三分の一弱という数字にとどまっておるわけでありまして、今後せつかく、この問題の緊迫度を考えまして、この予算の有効な使用に努力をいたしたい。ただ財政投融資のほうにおきましては、国全体の財政投融資の二一・二%ということになっておるわけでございます。

○岩瀬説明員 先生御指摘の中小企業対策費と石炭対策費というものの比較でお答えをいたします。今年度の石炭対策費は約五百九十五億円でございまして、それに対して中小企業対策費と称せられるものは三百八十二億円でございす。しかし中小企業対策費に對しましては、そのほか財投で中小金融三機関を中心といたしまして相当の金が出ております。金額にいたしましては、三千五百六十八億というものが中小企業対策として向けられております。ただいままでの中小企業に對する考え方といたしましては、どちらかというところ業種全体、企業全体というところを中心に、企業に對する保護、自立体制というものを中心に金融面の配慮というものが相当加えられておったと思ひます。したがって、今後それを業種別にあげるかという点が一つあるかと思ひますが、たとえば繊維業対策とか、今度、昨年でございました中

小企業振興事業団、こういうものによって企業の協業化とか、そういうふうなことでかなりの国際競争力強化のための一つの手段というものがだんだん取り上げられてきたということでございす。石炭と金額だけで比較いたしますと、ちょっと一般会計だけでございすけれども、石炭は特別会計でございすけれども、金額は中小企業対策費のほうが少ないようでございす、従来の経緯からいいますと、財投と両方含めて御比較いただければ、石炭よりはるかに大きな金が中小企業対策としてとられておるということが言えるのではないかと思ひます。

○武藤(審)委員 いまの中で、長官の言われました抜本的な改革をぜひともこの際やらなければいけない、こういうことで検討をしておる段階だということでございます。ことしの予算も近いうちに成立をするわけでございますから、四十四年度の予算においては私はぜひとも相当思い切った対策をとっていただきたい、こういうことをお願い申し上げたいと思ひます。主計官にもそのようなお気持ちでやっていたきたい。また、確かに財投等を含めれば、中小企業対策と申しますか中小企業に對する措置はとられておる、こういうことは確かに数字をそれだけ合算いたしますと、そういうことになるかと思ひますけれども、しかし中小企業自体の現在の状況、これはもうよく言われておりますように、全国の企業数の九割何分までが中小企業でございす、その分野というものは非常に広いわけでございます。そういう点からいけば、まだまだ私は、今度の財投などの内容にいたしましても、特定のものは相当いふと思ひますけれども、なかなか中小企業全体にこれが及ぶわけではないんじゃないか。あるいはまた、中小企業振興事業団に相当の金を出していただいておりますけれども、これにいたしまして、中小企業全体から比べれば非常に狭められた範囲である。これは間違いない事実じゃないか。そういうことを考えまして、私といたしまし

換社債を引き受けた場合、その転換社債の全部が株式に振りかわつたとした場合に、その資本の額が一億円をこえたとき、そういうときは新株あるものになつておられますけれども、私、これは想像いたなしますのに、この法律ができ上がりました當時は、投資育成会社というものは、あくまで将来株式を上場するという希望を持つておる、そういう気持ちを持つておる会社に投資をして、そういう上場するまで育てていこうという考え方があり、しかもその當時の二部への上場の基準というものが資本金一億円以上でなければいけない、こういうことになつておつたというところから私はこの第八條第二項の規定ができておるんじゃないやなからうか、こういうふうに思ひますのでございますけれども、その辺お考え方どうでございますか。

○乙竹政府委員　御指摘のように、中小企業投資育成会社のねらつておりますところは、中小企業の自己資本を充実いたすことが健全な成長発展のために絶対必要である。ところが融資方式につきましては、国もいろいろ助成の組織、制度を考

えておるわけでありませうけれども、融資助成では限度がある、自己資本を充実するためにはどうしても資本金の拡充をしなければいけない、ところがその資本金が、中小企業者はどうしてもほんとうの自分の身近な同族でございませうとか知人でございませうとか、この辺から金を集めざるを得ない、そうすると、ある限度に達する、中小企業がさらに成長いたしますためには、いわゆる社会資本と申しますか、一般世の中の金を資本金に動員する必要がある、このつなぎをどうしようというの、御指摘のようにこの投資育成会社制度のポイントである、根幹であるというふうに考えております。そういったしますと、この世の中の金を動員するためのしかけとして一番典型的な国の設けた制度が、証券取引所制度でありました。御指摘のようにこの法律を考えた当時は、東京、名古屋、大阪の三取引所とも資本金一億になれば上場できるということもございましたので、この法律立法当時には一億というものを一応上限にしたわけでございますが、遠からずしてその後取引所の実際的な基準に変更があり、引き上げがあったものでございませうので、投資育成会社法のその後の改正によりまして、先生御指摘の第八条の第二項にカッコを入れますと、通産大臣の承認のあった場合には一億以上にのぼるまで新株の引き受けができるというふうに改正をしたわけでございます。

○武藤(嘉)委員 確かにおっしゃいますようにカッコ書きが、昭和四十年でございませうか改正になりました、つけ加えられておるわけでございます、大臣の承認を得られればその承認額の範囲まではよろしい、こういうことになっておるわけでございます。そこで、私この間資料に基づきまして、投資をされておる会社の資本金が一番大きなのが幾らかと調べてみますと、現在二億円が一番最高になっております。しかもその二億円はただのまだ二社でございませう。現在株式の引き受けをされておる企業を数字で見ても、五千万円以下が三十八社、五千万円が三十一社、五千万

円をこえて一億未満が五十三社、一億の資本金のものが三十社、それから一億をこえて二億未満のものが十二社、それから一億をこえて三億未満のものが二社、こういうことでございまして、確かにそれぞれ大臣の承認を得れば三億なら三億まで、あるいは名古屋の市場でございませうと二億でございませうから、名古屋の市場でございませうと二億まで、めんどろは見切れるというところがありませうけれども、もしこれらのいま申し上げたような、少なくともいますでに投資をしておる会社、株式あるいは転換社債を引き受けておる会社、これを上場するまでめんどろを見ていくというところになりますと、これは相当の金額が、計算するだけでも要るわけでございますが、その辺はどうお考えになっておられますか。

○乙竹政府委員 当初、この法律立法当時のゴールと申しますか、到達点の一億という線が先へいったわけでございますので、したがって、会社としては現在育成しております投資先の中小企業をさらに一段育て上げていくということが必要であり、また会社といたしましてはせつかくこまめで育て上げてきたわけでございますし、また上場できるほど育て上げることが、やはり中小企業者に対する社会資本の動員としては一番正攻法であり、いい方法でございませうので、そのように努力してまいりたい。おそらく会社としてはさるし、中小企業者としてはさるしに会社を指導したいたしと思うわけでございますが、ただ、先生御指摘のように、そういったしますと、まだ数年かかる——最初のころは、新株を最初に引き受けまして五年程度はぐくめば一人前にできるというものを大体見込んで拾い上げたといいますが、投資対象にしたのでございませうが、さらにあと四、五年はどうかかるといふことになりやうであります。その場合の金などの程度要るかというところでございませうが、これは徐々に卒業させていけばいいわけでございますので、それほどばく大な金がかかると思っております。五千万も、しかし、どうも二億なり三億なりの資本金まで

育て上げることは無理である、一億の資本金に育て上げることは会社も希望したし、客観情勢も、会社の成長性もあつたけれども、これは二億なり三億なりの資本金まで育て上げることは無理であるというものも出てまいるかと思つてございませう。その場合には、そういう上場することが困難であるというふうに見込まれた場合には、この株式の処分をするというふうなこの会社の業務方針はきまつておられますので、その場合には必要な対策を会社としても講じ、また役所としても相談に乗つていかなければならないと思つて、そのやり方といたしましては、いろいろなことが考えられますので、中小企業の経営者はじめ株主も相当力がついてきておられますから、そういう株主に売り戻すということも考えられませうし、あるいはまた取引先の金融機関にはめ込むということも可能かと存じます。あるいはさらに取引関連業者と申しますか、取引先にはめ込むということも可能ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○武藤(嘉)委員 そういう意味からいいますと、最初この法律がでたとき、一応上場するまで、いわゆる株式を公開するまでのめんどろを見ようという考え方は、上場基準が変りました今日においては多少後退をした。いわゆる三億まで、あるいは名古屋関係でありますと二億までめんどろを見ようというところになると、これはなかなかたいへんだ。いまおっしゃるように、確かに金は回つてまいりますけれども、先ほど私が申し上げましたように、まだ相当小さい会社を現在投資をされておるわけでございますから、それを全部一応金が回るまでいまして投資をされておる会社に対してめんどろを見るだけではなかなかそれはいへんだ。だから、できるだけそうしたいけれども、必ずしもそういう場合だけではないのだ、こういうふうに私いま承りました、そういうことでございませうと、最初の考え方という

のは、そういう意味においては多少違つてきた、こういうふうに解釈してもよろしうございませうか。

○乙竹政府委員 投資育成会社に動員し得る資金力と申しますか、これは先生御承知のように、国のつぎ込んでおります資金力は、全体の資本金の中十数%で、ごく一部でございまして、地方公共団体でございませうとか民間金融機関等の出資が主力でございませうが、今後この育成会社に対しまして、国を含めましてどの程度の資金力が動員できるかというところによりまして、一つには現在保有しております会社の株式の公開の問題、あるいは今後会社が引き受けます中小企業者の株式の処分の問題、これらは相当左右されるかと思つてございませうが、しかし大体的原則は、何を言つても社会資本を動員いたします一番オーソドックスな方法は、証券取引所に上場することでございますので、これを目標にいたして、しかし、ある程度やはり弾力的に考えていく必要もあるというふうに私は考えます。

○武藤(嘉)委員 そういうことでありますと、理想としては上場するまでめんどろを見ていきたい、しかしながら場合によればなかなかさういう理想はむずかしい場合もある、こういうふうに私は解釈していただきたかと思つて、さういうことでございませうと、これからもう少し考え方を広めていただいて、いままのよう資金量でございませうと、確かに国から出資をしておるのに、民間からも相当金が出ておられますが、しかし地方の公共団体からは、まだ出資をしていない県もある、こういうところがあるわけでございますから、なお一さうこの出資額がふえるように努力は続けていかないければいけないのじゃないか、こういうふうな考慮をしておりますが、一方投資対象ももう少しその選定基準のワクを広げていただきたかと思つて、必ずしも上場するという気持ちがいまなくても、その中小企業の会社が国際競争力をつちかつかつていく上においても、あるいはまた大企業の下請として、より

脱皮していかねばいけないというような意味においてこの際資本が必要だ、しかも同族関係においてはより限度があるというような会社は、やはりこの際上げたいというような会社は、新株なりあるいは転換社債を引き受けていただく、こんなふうな持ちつていただいて、そして

ももちろん、いま申し上げるように、理想としてはそれが上場するまでいくのだ、しかしながら上場するまでということになるとなかなかその会社もたいへんだというような場合には、これは先ほどお話しのように、非常に金融関係においても信用がふえておるわけでございますから、金融機関なりあるいはその会社の株主あるいは従業員にも渡して処分をしていくというような方向にいったいだいたほうがいいのじゃないか、こう思

いますけれども、その点いかがでございますか。○乙竹政府委員 これは先ほどちょっと申し上げましたように、政府一存でお答えを申し上げます。とはちょっとむずかしい問題でございます、会社とよく相談をしていかねばいけない将来の運用方針になるわけでございますけれども、私

いたしましては、先ほど申し上げましたように、この投資育成会に動員可能な資金力はどの程度であるであろうかというふうなことを一面には踏まえて、また一面には、中小企業の本立ちになります施策として金融方式が原則であると思っておりますが、さらに例外的に、強く資本金の片棒までかつぐような力こぶの入れ方というものは、どういふ方面に力こぶを入れていったら限られた資金量の場合に最も有効であるかというふうなことも考え、またもちろんこの投資育成会が商法上の民間の会社でございますので、会社の収益と申しますか、企業としての存立の基礎が脅かされるようなことにはいたさないという点も考えなければならぬと思っております。そ

ういふ諸点を考えました場合に、いかようなことになりましか、まあ最初お答え申し上げましたように、上場をねらうのを原則とするという方向は現在のところ一応維持していく、しかしそれ以外

の方式も勉強していくということをいま考えておる次第でございます。

○武藤(嘉)委員 いまおっしゃる通りに、あくまで商法上の民間会社でございますから、役所として強制はできないというところはよくわかるわけでございますが、しかしながら、その性格としては非常に公共的な性格を帯びた会社でございますから、その点に付きまして、簡単にけつこうでございますが、せつかく参考人として江沢社長お見えになっていただいておりますので、東京の会社のお立場でけつこうでございますので、いまの点ひとつお答え願えたらと思っております。

○江沢参考人 武藤先生のお話まことにございとも、また乙竹長官の御答弁、これまたたいへん適切な御答弁だと思っております。私ども、企業庁の御指導によりまして、そういう方向でひとつやっています。

重ねて申し上げますれば、法律に最初定められました上場というものは、これは最終の目標でございますけれども、なかなか情勢が変つてまいりまして、上場基準も変わる、また経済も高度成長から安定成長に切りかわるといふふうなことでございまして、その間やはり弾力的な扱いもせねばなるまい、こんなふうに存じております。それでお答えになりましたかどうか……

○武藤(嘉)委員 それから、先ほどちょっと私触れましたけれども、地方公共団体からの出資が、二十一県でございますが、まだ行なわれていない。これは一つには、いままでのその投資先が、たとえば東京都が三十八社、愛知県が三十五社、大阪府が五十社、こういふように、どちらかという先進地域に集中して行なわれてきた、こういうきらいがあるんじゃないか。そのためにやはりギブアンドテークの考え方からいきまして、なかなか地方の各県が出資というものに協力でき得ないのじゃないか。そういう面ではこの投資育成会社の資金源をふやす意味において、いまま

でいたしたいと思っておりますが、同時に、投資育成会社に對しましては、今後は日本の国土の開発というところも全体の立場から考えなければいけない、こう言われてきておる今日でございますし、また今日までの地域格差を解消する、こういう意味からいたしまして、今後はもう少し地方の各企業にまで目を及ぼしていただいて、そうして株式を引き受けていただくなり、あるいは場合によりは転換社債を引き受けていただくなり、そういう方向に進んでいただきたいと思っております。が、その点はいかがでございますか。

○乙竹政府委員 ただいまの点につきましては、実は四十一年の三月にこの法律の改正が行なわれましたときに、当委員会におかれまして決議をいたしましたので、われわれに御指示を賜った点でございます。で、この四十一年三月までの実績を見ますと、確かに御指摘のように、東京におきましては投資先四十五社の中で二十五社が東京都でございます。百分率で申しますと五五・六、それから名古屋におきましては三十五社中十九社が愛知で五四・三、大阪におきましては三十八社中二十五社というところで六五・八、というところで非常に集中しておったわけでありまして、これは中小企業の数も実は非常にこの三地区に多いという点も根拠にあるわけでございますけれども、また会社の開店早々でございます、PRも十分でなかったという点があつたわけでございます。御指示のような決議をいただきましたので、その後会社におかれましては、また私たちにございまして、いろいろ努力をいたしましたので、県と通商局、商工会議所等を通じて説明会をやりますか、特にこの四十一年の下期からは中小企業金融公庫の各支店、出張所にこの投資育成会社の相談窓口を設けまして御相談にあずかることか、あるいはまた、ときどきこの投資育成会社の連絡会議を中小企業庁で開きますとかいふふうなことか、特に投資育成会社におきましては、投資先の開発担当部門というのを設けられまして、鋭意地方の投資先の開拓啓蒙に当たられたわけでありまして、その後、たとえば東京の育成会

社におきましては、東京以外の投資先も相当ふえてきておりました、四十一年の四月から四十二年の十二月までの成績では、新規の投資先が四十五社、その中で東京は十二社ということで、パーセンテージで申しますと二六・七というふうなことで、非常に東京の比率が下がつておる。大阪も同様だいたいふ下がつております。ただ名古屋は、これはどうも愛知県に投資先が片寄つていられるらしくて、相当他県の開発を努力されておりますけれども、パーセンテージは変わつていない、こういうことでございまして、相当私たちも会社も努力をしておる次第でございます。

○武藤(嘉)委員 それから、民間からの出資が国並びに公共団体以上に多いわけでございます。ほとんど金融機関がその大半を占めておられるわけでございますけれども、今後こういう民間からの資金を導入するということは実際問題としてなかなかむずかしいんじゃないかと思つております。特に何か第三条第二項によりまして、国の場合は優先株式になつておるわけでございます、そういう意味からなかなか今後民間の資金を導入することはむずかしいと思つておりますが、その辺の見通しはいかがでございますか。

○乙竹政府委員 御指摘のように、国の株式が優先株式で、これは議決権がないことになつておりますが、その趣旨は、極力地方公共団体と民間で自主的に運営されるように、こういうのが立法の趣旨であつたと思つてございまして、何せその後育成会社が店を開きましてから時間もたつておりますが、実はこの育成会社の適正投資規模と申しますか、総資金所要量と申しますか、これはいろいろはじき方があるわけでございますが、現在七十数億、これは借り入れ金を入れますとあるのが、やはり倍以上の所要資金と申しますか、これがなければならぬ、資本金もしたがって倍以上にふくれ上がる必要がある、こう思つてございまして、こうなりますと、積極的にやはり民間の資本の動員を考へるということが必要でございますし、しかしまた民間の資本を動員いたしますため

には、この会社が一人前になります。間の過渡期であると思ふのでありますけれども、この一人前になります。商は国としてもできる限り資金的な応援をするという必要があるというふうに思ひます。

なお、政府の資本金に對します出資は、三分の一頭打ちということになっておるわけでございます。現在のところは政府の出資分は全体の中の一・二%ということでは、はるかに少ないわけでありまして、しかし、今年この予算案も成立し、法律も成立した暁におきましては、おそらくこの政府出資の三億というものが非常に有効な誘導手段になりまして、来年度におきましては民間から相当の出資が期待されるというふうにわれわれは考えております。

○武藤(憲)委員 参考人の江沢社長に承りたいのでございますが、われわれ常識的に考えまして、片方面からの出資は優先株式で、配当があれば優先的に取れる、あるいは残余の財産は優先的に配分される。それに対して、民間側から出資されるものに対しては、よほどのことがない限り見返りがなく、こういうことになる、なかなか出資をする気持ちになれないのじゃないか。いま長官のおっしゃいますように、三分の一しか国は持てないことになっております。しかしながら、資金量はたくさん要る、こういうことになる、出資を渡されては資金量がなかなか確保できない。私は、そういう点で優先株式というものが、かえって将来一つのガンになるのじゃないか。こういふような気持ちもするのでございまして、実際に育成会社をおやりになっておいて、出資を受けておられる方々と御折衝になっておるお立場から、その辺の感觸をひとつ承りたいと思ひます。

○江沢参考人 この出資の關係は非常にむずかしい問題でございます。最初法律ができましたときは、先ほど長官がおっしゃいましたように、政府はだんだん手を抜いて、民間にまかせる、こういう御趣旨だったかと思ひます。しかし、その後経済も高度成長、安定成長を続けた、それから剰余

金も一億から三億になる、こういうように情勢が變つてまいりました。この当時は、おそらくこの法律と同時に非常なキャピタルゲインを予想いたしまして、民間出資は案々と導入できる、こういうふうな考えであつたかと思ひます。情勢がこう變つてきますと、キャピタルゲインを取ることが非常に困難である、しかも長期にわたつて資金が固定するおそれがあるというふうなことでございまして、最初予想いたしたように、借り入れ金でこれを行つていくということには非常に無理がある。借り入れ金は、長い借り入れ金にいたしましたも年賦の償還があるわけですから、それから金利もそう安い金利を要求するわけにはいかな

い、こういうことになりまして、その収支と金繰りと両方の面から相当困難がある、どうしてもこういう相当長く育成しなくちゃならぬという事業は、当方も自己資本でやるというのが本筋ではないか、こう思ふわけでありまして、そこで、従来の法律による借り入れ金によるよりも、むしろ自己資本の充實という形で投資先の育成を比較的にゆつくりと、安心して見ていくというのが本筋ではないか、こう思ふわけでありまして、投下資本は見えてあがる、しかし、途中で借り入れ金の返済期限が来た、これはひとつ返してもらいたい、こういうことでは何の育成かということになるのであります。私も、私も投資、いわば新株の引き受け、社債の引き受け、こういうのは投資でございまして、こういう投資の形によりまして、これを通じて中小企業を育成する、そうして借り入れ金はかりにたよつて、ちよつと風が吹けばがたがた倒れるというふうな情勢がないように財務體質を改善するというのが一方大事だ、こう考えておるのでございまして、育成の方針はやつてまいりました、こう考えております。そういたしますと、情勢の變化によりまして、資金的にいいましても、簡単に引き上げるといふことはなかなかできないというところがございます。ですからここで先ほど申し上げましたように、自己資本によつてこれはまかなうのが本筋だ。しかも自己資本を集めます

にいたしましても、武藤先生がおっしゃいましたように、非常に危険の多い、しかも長期でしかもなかなか利益が予期できない、また利益をあげるようでは育成に十分な力を注がないというところになるわけでありまして、ですから十分な利益は期待できない。ことに民間資本が喜んで入るといふことはなかなか想像できないわけでありまして、そこで政府が十分腰を入れたこの仕事をやるんだ、政府の出資も三分の一という限度があれば、少なくともそのくらいはひとつ自分のほうでめんどうを見よう、こういう心があつて初めて民間の出資もついてくるのではないか、こういうふうに思ひます。

もう一つは、民間の出資は——政府の出資については毎年償還があります。それからまた毎年六分五厘の配当をするようなことになっておるわけでありまして、民間はそういうような特権がないというところになっておりますので、そういうふうな非常に危険な仕事、また長くかかる、そういうものに対して政府の出資が相当程度多く入る、しかもそれが民間出資と同順位に入ることだと、これはついてくると思ひますが、いまの法律で定められた状態では、情勢が非常に變つておられますので、民間出資を集めることはなかなか困難だろうと事実上私は思はざるを得ないわけでございます。それで、商工中金その他で適用されておりますような政府出資は民間出資の配当のあとで取る、危険は政府である程度カバーするといふふうなことがあつて、初めて民間資本を相当導き入し、これを、中小企業の育成という非常に大事な仕事と思ひますが、その方面に十分活用できるというところになるのではないか、私はこう思ひます。

○武藤(憲)委員 非常にいいお話を承りました。私も同意見で、確かに国の金を使う側からいけば、国の金に対しては優先的に配当をもらうのがいいのでございませうけれども、広い大きな立場から中小企業を育成していくんだという観点に立てば、やはり相当の資金量が必要。そのために

は、国がいまの話で三分の一のときめられておれば、やはり民間の金も集めなければやつていけない。そういうことになると、民間の金を集めるために国から出る出資よりは、ハンディキャップがあるようなことではなかなかこれは集まらないのではないかとこの点において、私は今度のこの法案の改正で改正していただきたいとは毛頭申しませんけれども、将来の問題としては、優先株式の問題は真剣にそういう点で考えなければいけないのではないかと。国としては、やはり中小企業投資育成株式会社を通じてそういう優良な中小企業を育成するのだという考え方がいい、この優先株式の条項というものは再検討していいのではないかと。こういふように私は考えております。

決算書を私どもも見ていたたいと思ひますと、毎年減つてはきておりますけれども、まだ有価証券を四億以上お持ちになつておられます。そしてコールローンに六千万円回つておられるわけでありまして、その点について、これはいわゆる利用のためによつておられることか、あるいはまだ投資対象が完全に固まつていないために、余裕の金が残つておるからやつておられるのか、その辺どうしてこういうものがあるのか、ちよつとお尋ねいたします。

○江沢参考人 いまのお話ごもつとも存じますが、私どものほうの資金の運用といたしましては、すべていつでも動員できるという形に置いてあります。動員できるという形にしておいて、しかも最も有利な形であるというところでやつておるという一部は有価証券に回す、残しておくというふうな形——金融債でございまして、それととも一つは預金、コール、こういうもので、これは要望が非常に集中してくれば、それをすべて動員してやるという形にしております。固定したものでございませう。

○武藤(憲)委員 そうすると、非常に流動的なも

のである、しよつちゅうこれは変わっておるんだ、こういうふうに考えておつていいわけですね。

○江沢参事人 はい。

○武藤(嘉)委員 それから、これは経営者といったしまして、こういう非常に利の薄いものであり、しかも困からきておる分に対しては優先的に配当をして消却していかねばいけないというふうな、非常に苦しい、また非常にむずかしい会社の経営だと思つてございまして、そういう意味におきまして、できる限りむだを省いて、そうして経費を節約して、より効率的に金を回していかなければいけない、こういうふうには思ひます。そこで、ほとんど経費というのはいないわけでごさいますけれども、私、決算書を見ておりますと大きく目に入りますのが、一般管理費でございまして、これが東京と大阪と名古屋とちよつと私、比較をいたしてみますと、一昨年の三月までの第三期、これが東京が一億一千五百八十八万、大阪が七千七百三十三万、名古屋が七千二百二十二万、それから昨年の三月までの第四期、これが東京が一億三千七百六十三万、大阪が八千六百八十八万、名古屋が八千二百七十九万、こういうふうになつております。そこで、東京と比べて大阪、名古屋がわりあい少ない、東京が多い、これはもちろん仕事量にもよると思ひますけれども、その点の問題が一つ、それからもう一つは、私ども、実際に中小企業投資育成会社から投資を受けている、株式を持つておる人たちの話を聞きますと、最近の例といたしましては、投資育成株式会社からの投資とそれから中小企業金融公庫からの融資、こういうものを一緒にやつておられる会社が多い、私も聞いておるとわりあいあるわけでごさいます。そうすると、そういう人たちの実感といふことは、たとえは中小企業投資育成会社からも御調査に来られる、中小公庫からも御調査に来られる、しかも同じような調査をおやりになる。しかも、私はつきりわかりませんが、そういう金融機関から出向しておられる職員も実際にあるやに承つております。そういう方はお互いに顔なじみで、しかも顔なじみでありながら、別の法人格でありますために、別々に来て調査をしなければいけない。今度受ける側も同じようなことを二度お答えしなければいけない。そこにもむだといふものがあるのじやないか。東京、大阪、名古屋の問題もございまして、全体の問題といたしまして、今後そういう調査などをする場合には、たとえば中小公庫の借入れと一緒にやられるようなところは、お互いに分担し合つて調査をしていけば、これでそこにむだといふものが省けるのじやないか、こういうふうに思ふのでございまして、その辺どうでございましょうか。

○江沢参事人 管理費の問題についてお話がございました。管理費の大小というのには、私どもの考えからいたしまして、いかに育成に力を入れるか入れないかということにかかると思ひます。私どものほうは、私どもの性格上きびしく日常の経費は詰めております。人件費、物件費等も詰めておりますが、しかし、投資先の方々の相談相手になるというところでなければこれは役に立ちませんので、それで内部職員の人件費、これも相当やつておるわけですが、五年、六年の若い方ではどういふ私どもの仕事には使ひものになりませんので、それで外から出向を仰いでおるわけでごさいます。これに對してもある程度の報酬を出さぬことにはいい人が来てくれません。そういう意味で將來に大きな成果を結ぶために、育成のほうにある程度の資金をつぎ込んでおる、こういうことは申せようかと思ひます。

そのほか、さらに部外にコンサルタントの優秀な者を頼みまして、私どものほうの手足としてお礼を出しておるといふふうなこともやつておりまして、極力合理的に動かすといふことには日夜私どもも努力しておるところであります。それからもう一つお話のありました、調査について二重になつておる部分はないかということでごさいます。これは私ども、公庫からまいぶ出

向を仰いでおりますので、そういうことのないように平素注意しております。いまお話にございましてのは具体的にどういふことでございましてか、あとでひとつお聞かせいただければ、またよく調べて、今後そういうことの起こらぬようにやりたと思ひます。よく連絡をとります、公庫の調べました基礎のもとに、私どもはまた別の観点から――公庫のほうには担保をとつた融資でございまして、私どものほうは企業の成長性といふものを診断するわけでごさいます。診断が違ひますから、全部そのままとするといふわけにはいきませんけれども、ダブルにやるといふことは、私どもも平生心がけておる次第でございまして。

○武藤(嘉)委員 私、あとでまたそういう具体例についてはお話し申し上げるといたしまして、確かに片方はいわゆる安全性、片方は成長性、これは見る観点の違いと思ひます。しかし、その調査の段階で重複するものも相当あるようにございまして、そういうものを私どもはぜひ分担を合つてやつていただきたいといふことでございまして、その辺はそういうことでよろしくお願いしたいと思ひます。

それじゃ時間が参りましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。○小塚委員長 暫時休憩いたします。直ちに理事会を開きます。そのままでお待ちください。

午前十一時五十七分休憩

午後零時六分開議

○小塚委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。堀呂雄君。

○堀委員 先ほど武藤委員の御質問の中に、実はいへん重要な御発言があつたと思ひます。その重要な御発言といふのは、実はこの投資育成会社といふのは上場を予定しておるところが対象になる。規程で申しますと、規程の第五条には(1)とし

て、「相手方が将来その株式を証券市場に公開する意向を有していること」、これは非常に重要な投資育成会社の規程だと思ふのでありますが、これについて武藤委員は、少し強力的に考えたらどうかといふ御発言がありました。中小企業庁長官の答弁は、ちよつとそこところははつきりしていなかつたわけでありまして。

政務次官にお伺いをいたしますが、現行の法律のたてまへは、この規程にあらわされておるとおりだと私は考えるのでありますが、今日の時点で、この部分を改正する意思があるのかどうか、意思があるとする、この投資育成会社といふものの性格がだいたい根本的に変わつてくるわけでありまして、きわめて重大なポイントだと考えておるわけでありまして、政務次官、これについてはどのような御判断なのか、改正する意思があるのかないのか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○熊谷(大)政府委員 まだそれを変更する考えは政府としてはございせん。○堀委員 変更の意思がないといふことでございまして、考え方としては「相手方が将来その株式を証券市場に公開する意向を有していること」ということになるわけでありまして。

そこで、この投資育成会社ができてまいりました経緯の中で、五千万円以下の中小企業の株式を保持することによつて――上場できるという見通しは実は二部市場に對しての上場という考え方だと思ふのであります。御承知のように、大蔵委員会で、昭和三十六年当時、株式の店頭集取取引に端を発して、これは取引所類似行為ではないのか、問題があるという提起がありました結果、ここに、昭和三十六年十月でございまして、二部市場といふものが設けられることになつたわけでありまして、当時は五千万円から実は上場ができるという形で、規約としては一億となつてきたわけでありましてけれども、まあ一億といふのが目安でありましたから、その一億を目安として実はこの法律は書かれておると思ふのであります。さつき武

あります。

そこで、証券局長も入りましたから、森永理事長にお伺いをいたすのでありますけれども、現在の二部市場の功罪というものは、これはいろいろ判断をする角度があろうかと思ひます。ただ、私は実は三十六年当時も大蔵委員でありましたから、当時の論議を承知しておるわけでありましたが、店頭集団取引のやり方が市場類似行為であるから、何か適切な処理をしろうという国会側の要求に対して、実は二部市場が唐突の形で出てきたわけでありました。今日私の承知しておる範囲では、二部市場ができましたので、ごく一部の例外的なものはありますが、一般的にはオーバーザカウンターの取引というものは、大蔵省の指導のもとにやらないようにされておるようには私は理解をいたしておりますが、取引所ではどういふ理解をされておるのでしょうか、オーバーザカウンターについて。

○森永参考人 一部、二部を通じまして、いわゆる上場銘柄につきましては市場集中ということ、店頭取引はないというのがたてまえになつております。

○堀委員 いえ、私が申したのは、上場株以外のもののオーバーザカウンターの現状でございませう。

○森永参考人 上場以外の銘柄につきましては、登録銘柄と称しておりますが、証券業協会が一定の条件のものを登録いたしまして、その登録銘柄につきましては若干の店頭取引が行なわれておる、そういう状態であると心得ております。

○堀委員 ちょっと証券局のほうに伺ひますが、いま登録銘柄というものがあつて少しやつてゐるわけですが、店頭取引、要するにオーバーザカウンターをやらないといふことになると、いまの投資育成会社というものは、大体五千万円からスタートしますと、まあまあ二億ぐらいまでというものが精一ぱいの限度だと思ふのです。片や三億なんです。最近の上場基準というものは約三億、一億ほど差があるのですが、これはいまの時点の話です。

ね。これは最近の状態から見ると、二部市場というものはさらにレベルアップをされる必要が出てくるのではないかと、要するにいまの通貨価値の問題あるいは経済の成長の問題等から考へて、いわゆる上場株というものは漸次レベルアップをされていくのが筋道じゃないだろうか、私はこう思つておりますから、そうすると、その間がだんだん開いてくる。投資育成会社のほうは上場基準まで追つていつたと思つたら、今度は上場基準がかりに五億に上がつてしまふとすれば、片一方が追いつけていつても、先はだんだん先へ行くという現象が起きかねないわけですね。そうすると、その間を埋めるのは――業務規程書にこういう表現があるので、そこを含めて考へていられしやるのかと思ふのですが、業務規程書の九条に「本会社は、前条第一号の場合においては、その保有する株式を入札の方法により適正な価額で処分するものとする。ただし、当該株式について市場価格が形成されているときは、これによるものとする。」とあります。そうすると、市場価格が形成されるというものは、上場のされてゐないものの場合のことを書いてあるわけだから、オーバーザカウンターで価格ができてゐるということとをさしたのではないかと感ぜられておるわけですが、その点、育成会社のほうの規程ですから、育成会社ではどういふことを考へてこれを考へ書きになつたのでしょうか。

○江沢参考人 第九条に、お話しのように、「入札の方法により適正な価額で処分するものとする。ただし、当該株式について市場価格が形成されているときは、これによるものとする。」と、こうあります。これはどういふ状態で市場価格が形成されておるかという問題があるわけですが、第二部市場に上場されるというのもそうでしょうし、それからその株について売買が行なわれたというふうな場合には、その売買の価格がある程度参考にして私どものほうで考へるということもあり得る、こういうふうに考へております。

○堀委員 これは処分が二つありまして、上場さ

れた場合の処分もありますから、そのことはいまおつしやるようなことになつておると思うのですが、要するに私はこれを見ておりますと、上場されるまでは何か非公開であるというふうな発想が土台にあるんじゃないのか。しかし公開という問題は、上場いよいよ公開ではなくて、さつき私が申し上げたような店頭取引に出られるようになれば、これは公開になるわけですし、上場でなくても公開という問題は実はその前に一つあるわけですね。ですから、私は証券局長に伺ひたいのは、今後のあなたの方の考え方としては、これは法律に基づいてゐるわけではありませんか、行政指導の範囲の問題ですから、行政指導の範囲としては、だんだん上場基準が上がるにつれて、やはり優良株の店頭取引というものが、現在アメリカで行なわれておるようになつて行なわれるということになるならば――やり方の問題は別個であります。が、フェアに行なわれるということになるならば、検討の余地があるんじゃないか、いまのよう

なやり方ではなく、それまでには、要するに店頭取引、オーバーザカウンターのものではあつたのを全部一応二部に入れたから、当分こつちはないんですよということは、私は二部市場ができた当初は当然だ。今日の三億は、三億にまで上げてなつてきた経緯の中では、日本の資本の状態といふのは、小さいところがいきなり三億になつたかといふところではないのですから、当然その中間的なオーバーザカウンターがあつていいんじゃないかといふのが私の一つの考へ方なんです。局長はその点について――アメリカは市場取引にそういうことをやつておる。上場銘柄以外にはオーバーザカウンターが相当に多く行なわれておる。ただ、やり方はフェアでやつており、SEC Cがちゃんと監視してやつてゐるから問題はなし。こうなつておるんですが、その点はどうなんでしょう。

○広瀬政府委員 いまのお尋ねは、現在の三億円基準がだんだん上がつてくるんじゃないかといふことをおつしやつておりますが、その辺につき

ましては、この三億円というのは、本則では本来一億円となつておるわけですが、これを四十年十月二十六日に取引所の理事会の決定をいたしまして、三億円に引き上げた、と申しますのは、当時二部市場に上場されてゐるわりの小さい資本の会社の中で、倒産するものがかなり出たということとでそういうふうになつた、というふうに私は聞いております。

そこで、今後どうなるかといふことでございませうが、上場会社の信用を高め、投資者を厚く保護するといふ見地からするならば、かなり上げていくという方向があるかと思ひますけれども、一方、これを上げますことは、中型企業の資本用途の場のほうに障害を生ずるということもございませうので、いまのところこれを上げるといふ方向は出ないんじゃないかと思つております。

○堀委員 いや、私は方向としては、いま上げるとは言つてないんです。ただ、これまでの一億が三億になつた経過、通貨の状態、経済の全体の広がりがら見て、これがずつとこのまま三億といふことではなくて、やがて上がつていくのではないのか、方向としてですよ。というのは、一部の上場基準だつて、初め一億だったものが今日十億になつておるわけですから、だから、それはやはり日本経済と物価との関係から見て当然のことではないか。しかし、すでに三億であつても、投資育成会社でさつきから問題になつておりますように、一億円以上の資本金になつておるものは現実にわずかしかなないわけですね。ましてやこれから五千万円以下の入れるやつから三億円までのものは、こういう投資会社だけで育成をしようなんといふことは、私はたいへんむずかしいことだと思ふのです。それなら、いまあんなに触れた中堅企業の資本充実の問題といふのを考へていこうとするならば、こういうものと上場との間に、優良なそういうものが売買されて流通がないところでは公開の原則は成り立つていないわけですね。だから、そこで、流通したときに初めて公開の原則が成り立つて、他の投資家もそこへ参加をしていく。そ

の参加をしたものがだんだんふえてきて、一般的に、要するに取引所として責任が持てるようなものになったときに上場する、こういうふうになるのではない、高いところがあつて一ぺんに踏み段から二階へ飛び上らなければならぬような上場の基準のあり方は、少なくとも中小企業の資本充実という発想からするならば、ややその間がギャップになるのじゃないか。そのギャップをフェアに埋める方法としては、いま私がいう店頭取引というものをやるやり方はアメリカの方式その他を検討すればいいけれども、もう少し弾力的に考えて処理をすることが必要ではないかという考えを持っているわけです。

いま政務次官にお入りいただいたから、これはやや政治的な判断も入りますが、いまちょっと申し上げたように、いま上場基準というのは第二部は三億円なんです。投資育成会社というのは、スタートは五千万円から以下のものでやろうということなんです。五千万円以下のものを三億にするのは、実はなかなかたいへんなんです。だからこの三億が固定をしていて、そうしていまのオーバザカウンターというものがかりにもできないとするならば、逆に、ひるがえって、私は投資育成会社というのは再検討しなければいかぬと思うのです。どっかを考えなければいかぬ問題だと思つてゐるわけです。だから投資育成会社をこのままにしていくというなら、上に少しゆとりがあるものを設けるといふことではないとおかしい、これはどうしてもだめだというなら、投資育成会社を考へ直す。これは発想源というのは、投資育成会社は三十八年にできたわけですが、これは三十五、六年ごろの株式ブームの中で発想が具体化したことなんで、客観情勢が全然違つてきてゐる。この問題をどっかが整理しておきませんと、ただ単に国が一億出した、二億出したというだけでは解決する問題じゃないと私は思つておきます。そこで方向として、中小企業を育成していくというなら、そのオーバザカウンターをひ

とつ考へるということが必要になつてくるのじゃないかということが、きょうの私の一つの問題提起なんです。政務次官はどうでしょう。その方向で御検討いただけませんか。

○広瀬政府委員 事務的な判断のこともございまして、先に私から申し上げておきますが、先ほど森永理事長がお答えになりましたように、店頭取引のものは登録になつておりました。これにつきましてはいまだ発行会社側の申請に基づいて登録するところあまりないようでございます。それを広げる方向が政策的にあるかということのお尋ねがあつたと思うのですが、その辺は政策的な政務次官の御判断も要すると思うのですが、私も従来事務に携わつてゐる者として、それを広げる方向を考へたことはいないことではあります。

○堀委員 だから私が伺つてゐるのは、じゃ、ちよつと理事長のほうにお伺ひいたしますが、取引所の立場として、現在、日本の将来の企業のあり方というものは、いまの千社余りの上場会社だけが対象になつてゐると私は思つてゐないわけなんです。日本の場合には中小企業というのが非常にすそにたくさんありまして、その中の優秀な企業は、やはり国際競争力の立場から見て、だんだんと中小企業になり役に立つてゐるものもあつた。しかし、そういう意味では、中間に断絶したところがあることは、実はよくわかりだと思ふのです。そうすると、これを連続させることが、日本のそういう流通なり発行市場を進展させていく面から見て、国民的利害として必要ではないか、こう考へてゐるわけなんです。ところが、いろいろ経緯がありますから、そういう店頭集団取引がやや行き過ぎの感があつたものですから、国会で取り上げて、これはおかしいではないかということ、それがもう少し十分検討されて行なわれていけば問題なかつたのですが、当時の大蔵省はちよつとあつてまして、そうしていきなり指導した結果が二部市場ということになつて出てきた。当初の二部市場の指導のあり方でよかつたかとい

うと、非常に問題があつた。取引関係者の間にも非常に意見があつたけれども、ああいうものが出てきて、出てきたものがどうなつたかといふと、倒産企業が續出して、委員会に東証及び大阪取引所の理事長に来ていただいて、上場基準を上げるべきだ、こんな粉飾決算をやつておいて倒産するよなものをなぜ上場するのだと私はだいたい詰めて、実はだんだん上場基準も上がつてきた。だから国民が安心して投資できる、そういうことの意味では上場株には非常にきびしい限度が要するけれども、それだけではちよつと問題があるのではないかと、やはりその中間を少しつなぐものを制度的に考へるべきだ、こう思うのですが、取引所の立場としてはいかがでございましょうか。

○森永参考人 現在の二部市場の沿革その他につきましては、いろいろ問題がございましてことは御指摘のとおりでございまして、私もさういふことと申しますと、一部、二部を通じて上場物件の純化をかけないといふという点を一番中心に考へておる次第でございまして。その意味で二部上場の基準が現在三億円に上げられたわけですが、私はそれは当然の措置であつたと存じます。ただし問題は資本金だけではないと存じます。そのほかにも経理の内容その他いろいろな問題があるわけだと思ひます。その意味で今後の措置として三億円をすく上げることは考へておりません。しかし、ただいま御指摘がございまして、三億円と、たとえば投資育成会社でいま融資せられておる最高の資本金のものがおそろく一億円くらいでございまして、その間の中小企業も資本調達面でほつておいてよいといふことでもないと思ひ存じます。店頭取引を活用したらどうかという御意見でございまして、確かにそれは一つ、御意見だと存じます。ただ、いまの登録銘柄というものは、取引所に上場してありますもの、いろいろな事情で落ちましたようなものが中心になつておりますので、その辺にいまの登録銘柄が、さういふ中小企業の育成強化にお役に立つか

どうか。中には、そういう落ちた銘柄でなくて発生した銘柄もあると存じますが、その辺のところはいろいろ検討しなければならぬかと存じますけれども、証券市場における公開は取引所に上場することだと思つてゐますが、公開そのものには若干の弾力性があつてもいいのではないかと、う感じは私はいましておきます。

○堀委員 いま理事長のおっしゃつたように、私もあれもこれも店頭でやれ、こう言つておるのではないです。ただ投資育成会社が三億になるまで持つていなければならぬといふことは、ごく少数の特定のものにとりて資本が集中してしまつて、本来の中小企業対策とはならない。もう少し幅広くやつてレベルアップをし、そこから自力でやらないといふことではなければ、中小企業投資育成会社をつくつても意味がないことだと思ふのです。さつき法律改正のところをちよつと触れたのですが、一億円以上になつたら投資をしてはならぬと本文は書いてある。本文はこれは実情に合はぬから修正したのですが、この修正を取り消してしまつて、一億円以上は投資をしてはならぬといふ内容の本法のほうを生かして、一億円以上になつたら卒業生にする、その卒業生はオーバザカウンターで引き受けていけるものでなければ困るのですが、信用もあるし、十分なものでないといふことになつて、それがさういふ店頭取引を通じて増資もできるよになつて、三億になつて上場されていくといふコースを考へない限り、投資育成会社としてはちよつと問題があると思ふのです。このことは単に中小企業なり通産省の問題でなくて、やはり日本の証券市場に連なつておる流通市場、発行市場関係の問題でありますから、大蔵省としても、何でもかんでも店頭取引にしろと私は言つておるわけじゃないので、さういふ優良企業を新たな登録制にしたつていいで、それについていまの理事長のお話のように、落第したものは落第したので別にあつていいで、しょうが、また新入生を受け入れる店頭取引の立場といふものが今後の見通しとして開かれてい

バーザカウンターを認めているでしょう、認めていないのですか。——じゃ少しきつちり詰めていただきますよ。

○広瀬政府委員　認めております。

いま私のことが悪かったかと思えますけれども、証券局の立場と申しましたのは、投資家保護という立場という意味でございまして、中小企業育成というのは、また別の立場だということでございします。

○堀委員　私も長年証券問題をやっておりますか

ら、投資家保護のないようなことを私が言うはずはないわけですよ。だから投資家保護をするために、一体どういう手だてをすればいいのかわからない問題を検討してもらおうであって、いまのままです。いっただけで、できるかどうかという議論を私はしてはいるわけではないのです。アメリカだつてちゃんとオーバーザカウンターがあつて、あなた方よりさらにきびしいSECがらんでいて、問題がないから行なわれているわけですよ。アメリカでどうオーバーザカウンターをやつて、SECがどうやつてその監視をしているかというのを、つまびらかにしないで、できませんよ、できません。あなた方がここで答弁されるのは、あなた方の不勉強だと思ふ。だから私の言っていることは、いまあなた方が法律のワグの中で、法律に基づいて登録したものはオーバーザカウンターを認めている。登録したのはやはり主として落第生ということだつたでしょう。いま理事長がおっしゃったように、落第生は認めているけれども、新たに出てくるものは認めないということとは、判断の基準としておかしいんじゃないですか。どうですか、そこは。

○森永参考人 先ほど、取り消されたものが大部分であるように申し上げましたが、取り消されたものがそこへ落ちてまいりますけれども、大部分はそうでない自然発生的な銘柄のほうが多いようでございますので、その点ちょっと訂正いたしておきます。

○広瀬政府委員 いま理事長がおっしゃったのと同じことだと思ひますけれども、落第生ばかりではないのであります。

それから、アメリカの登録その他につきましても勉強しないで、というおしかり、まことに恐縮でございます。局といたしましては、いろいろ勉強して、私自身がまだ未熟でございますために、十分ここで御説明申し上げられない状況でございますが、アメリカのようになかなか進んだやり方、これにつきましては、十分参考にして勉強しなければならぬというふうに思ひます。

先ほど私が申し上げた言い方と違つておるかも知れませんが、登録の制度が少しでも投資家保護に資するように持つていけという御質問でございます。思ひます。そういう方向の勉強もいたしたいと思ひます。

○堀委員 私は、何もないところに新しい制度をつくれと言つてないんですよ。いま登録で、オーバーザカウンターを認めているんだから、優良なもの、そして登録をして、その登録が過当になるときは、これまでと証券会社が違ふんですから、オーバーザカウンターといつたつて、これまでの登録制の証券会社がオーバーザカウンターをやらんじやないんですから、免許にして権威を持たせた証券会社がオーバーザカウンターをやるといふことは、要するに、ことしの三月三十一日以前と以後といふことは、発想をあなた方は変えなければいかぬですよ。免許制になつた証券会社をこれまでと同じ証券会社と思ふこと自体に問題があるのです。少なくとも政府として権威を与えた証券会社がオーバーザカウンターをやるについては、おのずからそこに限度があつてしかるべきで、その限度を越えてやるならば、その証券会社は免許を取り消すべきですよ。いいですか、私が言っているのは、行政があまり先に行かないで、要するに、取引所なり証券業協会の自主性に基ついて、中小企業で優良なものを登録の申請ができるようにして、したもののについては、証券会社が責任を持つて、過当取引の起こらないようにする。もう少し広げていいではないか、と言つてゐるわけですよ。私は、何もないところに新しい制度をつくれと言つてゐるわけではないです、その程度の検討ができないというならば、そんなことくらいできない証券局なんか要らないと思ひます。私は、証券局ができるべきからずといつたわけだから、証券行政については、今日までの証券法についてはいろいろな意見を述べてきた。私は、おおむねそれでいいと思ひてゐるが、しかし、この問題を契機にして考えてみると、少し問題

をこまかくきびしく考え過ぎてはいないか、投資家保護もさることながら、同時にやはりそういう中小企業の育成という側面も考へて、あわせて両立する方法があるではないかといふことが、私の問題提起なんです。そこらの検討ができないといふんなら、証券局なんてあつてもなくてもいいじゃないかと私は思ふ。行政整理、改革で証券局をつぶして、昔みたいに理財局に合併したつていい。それぐらいの熱意を持つて前向きに検討する考えでやつてもらわなければ困ると思ひます。どうでしょうか。

○倉成政府委員 証券局長のことは足らなかつたと思ひますが、いまの店頭取引の問題ですが、これは、もう少し実態を明らかにすることが必要でございます。ちやうど税法その他いろいろの仕事に非常に追われておりますので、本来、直接金融と間接金融のあり方なり、また先ほど森永理事長もお話しになりましたように、一部、二部の循環の問題、そういう問題を含めまして、いまの問題は考へるべき問題ではなからうかと思ひます。したがつて、いろいろ関係の方面の御意見も聞いたり、あるいは実態をもう少し勉強いたしまして、証券局または大蔵省としての意見を二、三カ月の間にまとめていきたいと思ひます。

○堀委員 時間がきたようだから、倉成政務次官はけっこうです。

取引所の森永さんにお伺いをいたしますが、いまのお話のようなことで、私は、いま登録されている店頭銘柄が必ずしも日の当たる場所での取引扱いになつていないように思ひます。そういうことはやはり問題があるかと思ひますので、取引所も、会社も、四月一日から心を新たにして足を洗つていただくような条件になつておるわけでありまして、この際、そういうものを含めて、売買その他の管理を十分に気をつけていただいて、もっと大手を振つて取引ができるような方向に持つていく必要があるんじゃないだろうか、私はこゝろ思ひますが、どうでしょうか、理事長。

○森永参考人 私どもが商売いたしておりますのはもちろん上場証券だけでございますけれども、上場に至らない証券につきましても、たとえば登録制度等のもとに――集團取引では困ります。取引所の中での集團取引では困りますが、店頭売買が行なわれて、次に、そういうことによつて企業が育成されていくといふことはむしろ自然の姿でもあるんじゃないかと考へておるわけでございます。私もまだ、証券業協会による登録取引の実情をそれほどつまびらかにいたしておるわけではございませんが、今後ひとつよく検討いたしまして、取引所として何か意見を申し上げるようなことがございましては申し上げることにいたしたいと存じております。

○堀委員 せっかく森永さんがおいでくださつておりますから、実はこの案件に關係がないのですが、二、三点だけお伺ひしておきたいのですが、四月一日からいよいよ免許制の会社が充足するわけですが、免許会社に会員と非会員と二つあるといふことはまことにおかしいといふのが私のかねてからの持論なんです。しかし、現実には、そういうものが残されたまま四月から免許制といふものが実質発足していくわけですよ。そこでお伺ひしたいのですが、取引所としてごらんになれば、取引所は会員だけのものですから、非会員の取引についてみれば、アウトサイダー關係がないようなものであります。私も前から見ますと、免許業者といふのは何か同じであるべきなような感じがしてゐるわけですね。経過として、この前、連合証券でありましたか、かつて非会員の方々を集めて会員にしたという問題もありますから、今後の方向としては、現在非会員である方々を何らかのかつこうでそういうふうなブルにして、会員として登録されるような方向になれば、免許業者イコールすべてが会員で、公平平等の立場で取引ができて、そのほうがこゝろ資本市場の育成強化のために望ましい姿ではないか、こゝろいうふうには私は思ひますが、その点について理事長のお考えを伺ひたい。

○森永参考人 たてまえといたしましては、免許

を受けました有価証券業者の中のある者が取引所をつくる、そういう法制上のたてまえになっておられますので、すべてが会員になるということとは制度としてはちよつと考えられないこととでございませうが、しかし、實際上の推移としては、非会員業者の数がだんだんに減つてきていて、その非会員業者につきましても、いろいろなルートを通じて取引所とのコネクションがついてきつたところ、そういう実情にはあるわけでございませう。制度として、会員だけということにはなかなかなりかねないのじゃないかというふうに考えます。

○堀委員 証券局はその点どうなんですか。まだはつきりしていないのでしょうか。非会員で免許になるものがあるといひますね。私は、かねてから、免許した者が同じ上場株を取引するのに、手数料が片方と片方が違うというところはたいへんおかしいと思つてゐるのです。だから、本来ならば、免許をしたら、それは会員になるくらいのこととがやはり望ましい。これは強制できることとが、ありませんが、望ましいと思つてゐたのですが、指導の方向としてはそういう方向に指導していく意思があるのかどうか。格差がついてゐることは、収益その他の面で非常に格差がつくわけですから、免許した以上は、同じものになるようなふうに助成指導するのがやはりいいのじゃないかと思ふのですが、その点はどうか考えますか。

○広瀬政府委員 ただいまの御質問、免許をされた会社のすべてが会員になるようにレベルアップをすべきじゃないかというお尋ねでございませうが、それぞれの証券会社としての能力がそれにふさわしいものになることはもちろん望ましいと思ひますけれども、会員と非会員との区別ということはやはり現在やっておりますし、すべて会員に持つていかなければならぬというような指導をやつておるわけではございませう。また、今後とも、証券会社即会員というところまで制度として持つていこうというのを考えてゐることはございませう。

○堀委員 いや、制度はそんなんでないのです。第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和四十三年三月二十二日

よ、法律のたてまえが。いま森永さんおっしゃつたように、取引所というのは、会員のうちのある者が集まつてつくる、こう法律に書いてあるわけですから、私はそれを直せと言つてゐるわけじゃないのですけれども、ただ、免許をしておるものの中に手数料が違うというところは、おのずから条件の悪いものがあるわけでは、おのずから条件が同じ条件になるようにしたほうが投資家のためにもいいわけですから、安定して、いいわけだから、制度はともかく、そういう人たちが自発的に何社か集まつて、そして取引所の株を買つて、そういう廃業した人たちの株を買うなり何かしたときに——かつて例があるわけですから、連合証券とかいう例があるわけだから、そういう方向でなるべくには考えていないのかどうかというところをちよつと聞いたのです。

○広瀬政府委員 ただいまのお尋ね、突然でございまして、私まだそこまで勉強しておりません。そういう方向について考えてゐるということはいま申し上げる段階でございませう。

○堀委員 では、検討事項としてひとつ御検討ください。

あと質問を続行いたしますが、森永参考人にはけつこうでございませうから、どうぞひとつ……それでは、少し角度を変えてお伺いをしたいことがありますのは、この投資育成会社は、投資をする会社の株式を一五%以上、五〇%までは持つてよろしい、こういうことになっておるわけですね。そこで、ちよつと法制局にお伺いをしたいのですけれども、独禁法の十一條に、「金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。こういふふうに規定されておりますね。これはなぜかういふ規定があるのでしょうか。

○角田政府委員 十一條で金融業を営む会社を特記して規定いたしましたのは、これは十條の規定との関連もあると思ひます。十條におきましては、一応いわゆる産業会社といひますか、一般の

会社についての株式の取得、保有についての一般的な制限をいい、特にそういう金融業を営む会社が金融関係を通じていわゆる産業会社を支配をする、こういうことが独禁法のたてまえの上から反する、こういうことで、特別に十一條の規定を設けたのじゃないか、そういうふうに思ひます。

○堀委員 そうすると、要するにこの十條は一般の会社のことを書いてあつて、ただここで書いてあることを受けて十一條があるということになるならば、十一條そのものの中には、金融業が事業を支配するとかなんとかというところは一つも書いてないわけですから、要するに事業を支配するとかどうとかということが明記されていなくて、金融業は大体株を持つてば事業を支配するという前提ですか。

○角田政府委員 法律的に直ちにそれが言えるかどうか、ちよつとあれだと思ひますが、十一條の規定の趣旨は、やはりそういう条件を抜きにして、とにかく百分の十という一定限度において押えてゐるわけですから、十一條の規定の背後にはやはりそういう考え方があつたんじゃないかと思ひます。むしろたゞし書きによつて認可を受けるといふような道も開かれてゐるわけではございませうが、金融業を営む会社は常にそういうものであるというふうなことで法律が断定してゐることはちよつと云ひがたいかもしれませう。

○堀委員 実は私はそれを裏側から見てゐるわけですから、要するに、金融業なら必ず一〇%以上持つては支配をすることになるという前提がなしに一〇%という規定を設けてゐるというのなら、私はちよつとよくわからないのですよ。一〇%という規定は一体何に由来しておるものかというところが、だから、もし金融業というものは支配するものだといふある程度の慣習といふか、前提といふか、そういうものがあるとするならば、これはもう話は別です。そういうものが一〇%以上持つてはあふないぞということになるのですね。ところが、私はどうも、金融業というのは金を貸して利益をあげることが主たる目的であつて、必ずしも金融業が会社を支配することを主たる目的とするはずはないと思ふのです。一般論としてはそうだとおもうのです。政策的に見ますと、そうすると、この十一條でいつてゐること、金融業といふものは、これは免許業者です。金融業といふものはかつては免許業者であつたから、今度証券も免許になりましたから、ここであつた広範囲な金融業といふのはほとんど免許を受けるようなものになつておるわけですから、そういうものが本来の目的でないことをやれば、現行法ではその他の法律によつてまた影響を受ける立場にあると思ふのです。ところが、これは投資育成会社のほうはどうかというところ、これは普通法人で、五〇%まで株を持つてよろしい、こういうことになつてゐるわけですね。しかし、この九條は、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とするのが持ち株会社だから、そうすると、それを主たる事業としなければ、株は持つけれども持ち株会社ではないという考え方、法制局ではあるわけですか。

○角田政府委員 まず御指摘の九條三項では、「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。」と定義してあるわけですから、非常に広い意味と申しますか、あるいは法學上持ち株会社という場合に、いわゆる株式投資会社を含むというふうな考え方もあり得ると思ひます。あり得ると思ひますが、一方、現実の投資育成株式会社の目的あるいはその業務範囲といふものとこの九條三項といふものを引き比べてみますと、九條三項では「国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。」といふふうな書きでございませうが、主たる事業とする会社でないのみならず、また九條三項全体の趣旨からいって、事業活動を支配するといふようなことは、現在の投資育成株式会社の法のもとにおける育成会社としては考えられないといふふうに考えます。

○堀委員 だから、私が聞いてゐますのは、確かに九條からいいますとこれは持ち株会社でないか

ら、独禁法の除外だと、こうなるわけですね。それはそれでいいのですが、金融業へくると、ここに書いてある第九条の趣旨であるならば、それがイコール、あなたが前段で答えたように、金融業も株を持った支配をするのだという前提なら、これは私、おかしくないと思うのです。一〇%で制限しよう。しかし、私はいまちょっと申し上げたいように、金融業というものが、ちょうどこの投資育成会社と同じように定款もあり、法律に基づいてつくられておるものが一〇%の規定で押えられておるにかかわらず、ここだけ五〇%まで認めているというのはいかおかしな感じがする。これは、いまの前段であつた言われたようなものだと私は思つてないわけですよ。実は、会社を支配することを目的とするのなら、これはもちろん一〇%以上持つていかなければならないのは当然だと思つたのですが、そうならないと思つたのです。金融業の定款が何かで、そういうものがあるのを、あなたに御承知ですか、会社の事業を支配することもあるというように理解できる定款があるのを。○角田政府委員 確かに御指摘のように、定款にあるいは法律、さらにさかのぼって法律の目的、そういうものからいへば、会社を支配するというようなことが取り上げられていないという点においては、金融業もそれから投資育成株式会社もやはり同じだと思います。その点は先生御指摘のとおりだと思います。もしそういうことをやれば定款に反するとかあるいは法規に反するとかいうような問題が生ずるといふ御指摘は、そのとおりだと思います。ただ、これは多少政策的な問題でございまして、やはり現実の過去にいろいろな経緯から見て金融業がそういう産業支配をしてきたという、そういう実情というものを踏まえて十條二項、十一條の規定ができたのじゃないか、こういうふうに考えます。中小企業投資育成株式会社の場合には、そういうことを初めから、法律の趣旨の上からいって、また現実の活動からいって

も、多種多様の中小企業、また多数の中小企業について資本を充実するという目的を持って分散的に投資しているわけですが、そもそもそういう事業活動を支配するといふようなことがまず考えられないというところから、まあ五〇%というものは、法律の規定の上になくして事業規程の上からだと思つて、そういうようなことが認められて、そこに多少実質的な考え方の差というものがあらわれておるのじゃないかと推察いたす次第でございまして。

○堀委員 私は、少なくとも独禁法十一條がこういう規定を設けているなら、この中小企業投資育成株式会社に、少なくともそういう免責事項が法律的に書かれるべきじゃないだろうか。この中小企業投資育成会社といふものが、独禁法の関係からいって、要するに九條、十條、十一條には該当しない特殊なものであるから、これについては独禁法の適用は除外をするということになつてはならない話ではあるのですが、これは普通の法律なんですよ。普通の法律で、法律の中には、いままあなたのお触れになつたように、何%まで株を持つたんだというところは一語も書いてない。そして規程の中だけで、規程を申請して、通産省がそれを一方的に認めているわけでしょう。私は、法律体系から見ると、これだけがそういう特別な取り扱いを受けるということについてはやや問題があるのじゃないか、こういうことを言っているわけですよ。だから、いま中身の問題として見れば、私も、何も中小企業投資育成会社が支配を目的としていないと思つて、しかしそのことは、金融業に比べて支配を目的としているわけじゃないわけですから……しかし金融業には一〇%という規定をここにきちんと課しておいて、きびしく執行されておるわけですから、現実の問題としては、きびしく執行されておるから、たとえどういふ事態が起きておるかといへば、かつて共同証券が相当持ち株を持った、一〇%をこえてきたときにはこれは宛らせておるわけですよ。共同証券だって支配する目的で設立されたものでなくて、こっちは

前向き、共同証券はむしろ向きだけれども、どっちにしたってやはり一種の変形持ち株会社ですよ。片方は金融業という適用を受けてそういうきびしい処置をしておるのにかかわらず、こつちだけが抜けるというのなら、少なくともその程度ことは法律に書くのが正しいのじゃないか、こう思つたのですが、法制局としては、その政策論は別として、法律体系の問題としては、やはり免責事項を入れるのが正常ではないですか、こういう関係から見たら、その点どうでしょう。

○角田政府委員 その前提として、法律的に投資育成株式会社がいわゆる独占禁止法の金融業に当たるといふかといふ問題をまず考えなければいけないと思つます。ここでは、十一條の金融業とは、十條の二項に金融業の定義がございまして、銀行業以下の限定した形で金融業といふものが書いてあるわけですから、そういう意味ではこの十條二項の金融業を営む会社に投資育成株式会社が当たらない限り、十一條の一〇%の制限は当然にかつてこない。そこで、そういう意味では、わざわざ十一條の規定を排除するような規定を投資育成株式会社に設けるということは必要はないといふふうに考えております。したがって、そういう意味では、法律の体系といふものはでき上がつていて、仰せでございまして、ただし政策論ではないという趣旨といふものと実質的に投資育成株式会社の規定とを比べてみて、片一方は一〇%の制限があり、片一方には法律の上には少なくとも制限がないといふことであれば、そういうものについて十一條と同じような必要といふか、そういう趣旨がもし立法論的に育成株式会社にいてもあつたらば、そういう規定を設けるというものが、こゝれまた当然十一條との関連において法律的にはつながらないといふふうに考えます。

○堀委員 公正取引委員長にお伺いいたしますが、要するに、もしいまのような形であるならば、その第十條の「会社は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引

分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。」という規定は、この十條に該当してなければ、普通法人が他の会社の株を幾らどういふか、こゝで持つても、結果としては持ち株会社みたいになりまして、自分のところの資金でどんどん持つても、それは差しつかえないことなんですか、その点は……

○山田政府委員 九條に該当いたしません限りにおきましては、十條に照らしまして判断しまして、実質的に支配関係がなければよろしい、かように考えております。

○堀委員 そうすると、独禁法では実質的な支配関係といふのは、本来からいへば、五〇%以内なら実質的な支配関係は成り立たない、それは形式的には筆頭株主になるかもしれないが、実質的には五〇%持たない限り実質的な支配は成り立たないわけですから、そうすると、いまの考え方からするならば、その会社の実質的な支配といふその行為の中身と形式とありますから、そこはちょっと複雑ですけれども、形式的に理解するならば、要するに株主権の行使が、四九%しか持つてないなら実質的な支配にならないから、四九%まではいまのやつでいいから株主権はできるということになる、こういうことですね。

○山田政府委員 パーセンテージだけで判断をいたすのはいかかと思つます。先生も御指摘のございました、たとえ三〇%でございまして実質的に支配関係があれば、そしてそれが主たる目的であれば、持ち株会社と考えます。

○堀委員 そこで、実質的な支配といふのが、ではどの程度からが実質的な支配か、こういうことになつておるのですが、実は私、投資育成会社のほうを見ますと、取締役の選定の問題からかなりいろいろなことが介入することになつておるのですね。ですから、いまの形式は別として、実質的な問題といふものは、これは投資育成会社がもしそ

の気になればできる可能性が十分あると思うので
す。だからそこは、いまの形式と実質の問題を一
体どこで処理をするのか。形式的には非常にすっ
きりしますね。五〇%以下というところは、形式的
には免責になると私は思うのです。しかし実質
というものは、ここに書かれておる業務内容の問題
から、いろいろこれは国の費用を出資したことに
対する担保を規定したわけですが、この担保の規
定というものはかなり実質的な支配だと理解する
のですが、ここに書かれておるものは、そういう
場合には、この程度のところまでは実質支配では
ない、こういうふうに公正取引委員会は理解され
ているのでしょうか。

○山田政府委員 さように理解をいたしております。

○堀委員 そうすると、その他の民間の会社が、
株を幾ら持つかは別として、ここに書かれておる
範囲のことを持つておる会社に対して権力として
行使をする場合には、それは実質的な支配でない、
こういうことになりませんか、前例として、よろ
しゅうございませうか。

○山田政府委員 そのほかの一般の会社の場合に
おきましては、そのほかの諸般の事情、競争関係
にございましては、そのほかの会社とか、その他もろもろの
事情を勘案して判断をしなければならぬかと存
じます。この中小企業投資育成会社の場合には、
ただいま申し上げました範囲において判断ができ
得るか、かように考えております。

○堀委員 そうすると、中小企業投資育成会社と
いうのは、普通法人であるけれども特別に判断を
する。これは特殊法人が何かになっていけば、も
ちろんこんなことは議論の余地のないことです
が、これは普通の商法上の法人なんですね。法律
に書かれておる。ここには特別に変わったことは
書いてないのです。中小企業投資育成株式会社
法の中身のほうには書いてない、普通のあれで五
〇%株を持つてそういうことをするということが
が。何か特殊な条件があって、独禁法の例外規定
になるという感じなら、私もすなおに感じられる

のですが、どうもその他の一般の会社とこの会社
との間に、ここに書かれておるだけの範囲から見
たら、実はあまり差がないように思うのですよ。
それじゃどこに差があるのでしょうか。公正取引
委員会として、この投資育成会社を多少特別な角
度で見たいらっしゃるのではありませんか。

○山田政府委員 なるほど投資育成会社は法律の
形式は普通会社ではございませうけれども、主務官
庁がございまして、また法律には当該法人の目的
がはっきり明記されておるもので、一般の会
社とはかなり違っているのではないかと考えます。た
だし私どもの取り扱いについては、第十條の
規定によりまして、毎年度末におきましてその所
有の有価証券の内訳の報告は聴取をいたしてあり
ます。

○堀委員 わかりました。私の感じでは、何か
う少しきちんとした法律上の取り扱いがあつてい
いのではないかと感じがいたしますけれども
も、法律で普通会社のことをこういうふうで
定めた例というものはあまりないのじゃないかと
思いますけれども、まあ例外的なものとしてある
のでしゅうから、投資育成会社自体が私法上
に違反する行為をするとは思っていないのです
よ。ですから、いま議論しているのじゃないかと
法律体系として見て、片方で一〇%というものを
金融業に課しておきながら、それも片方は免許
で、法律で明記をされておる。片方は、投資育成
会社というこれは免許じゃないけれども、法律の
定めた会社ですが、まあ似たようなものでは
ないかというの、何かちよつと私としては割り切れ
ない感じがあつたものですから。一〇%にしたの
では、とても投資育成会社の目的は達成されま
せんけれども、裏返していうならば、そういう意味
からいいますと金融業の一〇%というのはやや
酷なのではないか。それも金融業といつても普通
の銀行が持つてゐることは別ですけれども、たと
えは共同証券のようなものでできて——これは法
律に基づいてできたわけじゃないけれども、四割

の情勢からあつていふものができた。このものにつ
いては、支配する意思は全然ないにもかかわら
ず、公正取引委員会の一〇%条項が機械的に自動
的に働くというところでは、私とすると取り
扱い上やや奇異な感じがするので、いろいろき
ろは問題提起をしたわけでありませう。投資育成
会社側については、いまのところ法律上の問題と
して、私はやや問題があるという感じはいたして
おりますが、本日はこの問題についてはこの程度
にしておきたいと思ひます。

時間がもうありませんから、最後に少しだけ
何ておきたいのですが、これは中小企業庁のほ
うの関係になるのですが、三億というところにな
りますと、さつき私が伺つたように、ずいぶんあり
ますけれども、現在依然として五千万円内外に停
滞といひますか、そのままになっておるところが
かなりたくさんあるわけですが、将来の見通しと
して、一応投資育成会社が管理をするようになつ
てから——この規程のところに保有期間というの
がやはり書かれておるわけでありませうけれども、
この保有期間というものは時間では書かれてない
わけですね。そこで皆さん方は一体何年したら卒
業生にし、何年したら落第生にするかという大体
のめどがあるのかどうか。さつきのオーバーク
ウンターの問題というのは今後の問題になります
から、それはそれとして、当面は大蔵省の答
弁が出るまでは、何しろ三億円にならなければど
うしようもないのだ、こういうことになるわけ
ですね。私は、もし三億円とたとへば一億円の間に
つなげないのならば、これは一億もとへ返つて
投資育成会社というものの再検討も必要ものでは
ないかという感じが実はするわけですね。というの
は、これが充足したときは、私が最初申し上げま
したように五千万から一億というところで、結果と
しては一億になりましたけれども、今日も規定と
しては一億なんです。要するに申し合わせ事項
のようなことで三億に上がつておるわけですね。こ
れは実質三億になつておりますから、もう規定と
同じ効力を発生していると私は思ひます。第二部

上場の基準も上方向に向かつておる。そうする
と、要するに三億まで資本金をふやすことを手伝
わなければならぬ。国がそこまで責任を負つてや
らなければならぬかどうかという点については、
私はややこれは問題があるところになっておるの
ではないか。だから、これは大蔵省側が、オーバ
ーザウンターのようなもので、一億以上になつた
ものは少し下げて、少し規制できる条件をつくり
ましようということならこれは別として、そうで
ないということならば、投資育成会社は再検討を
要する問題になる。国が三億今度出資をするとい
うことによりまして、なるほど中小企業に対しての
協力が必ずしも十分だとは思つておりません。十
分だとは思つておりませんけれども、しかしそれ
にしても国民の税を三億投資をした以上、それが
有効に働かないで本来の目的に役立たないのな
ら、これは非常に問題があるかと思つておるわ
けですが、今後の中小企業投資育成会社のあり方
についてどういふふうに考えておられるか、少し
御答弁をいただきたい。

○乙竹政府委員 率直に申し上げまして、この法
律が最初誕生いたしましたときと証券市場の上場
基準が変わつておる、そこで相当の無理ができて
おるというところは、率直に私たちは認めざるを得
ない、非常にそれは頭の痛い問題であります。し
かし一面、先生が先ほど非常に強く御指摘くだ
さいましたように、中小企業者の身内また身近の資
本だけではもうどうにもならぬので、何とかこれ
を育てあげて、資本調達を社会の場でやらせる
という必要はどうしてもあると思ひます。特に成
長産業の中に非常に重要な中小企業が幾つもいま
ございまして、これに対して相当の手を打つて
いかなければ、中小企業行政としては、からの中
に閉じこもつておる中小企業を立ちあげきれさせ
る危険性があると思ひます。したがしまして、私
たちとしては現在ある手がかりとしては、この制
度を何とか活用をしてみたいというところで苦
慮するわけでございますが、先生御指摘の業務規

程の中の「相当期間」ということでございますが、これは当初は約五年を予想していたわけでございます。また当初とおりの上場基準でございますならば、現在発足以来五年近くになっておりますけれども、相当の卒業生を出し得る段階にあったわけでありますが、基準のほうが高くなりましたので、上場いたすとなりますと、あと数年これを持って育成する必要がある。実は八年ないし十年の間には卒業させなければならぬ、また卒業させ得ると思っておりますが、これは先生御指摘のように政府からの出資もございまして、自己資本が調達できなくて、背伸びしたいにかかわらず資本がなくて非常に困っておる、いわば入学を待ちこがれておる中小企業者もたくさんあるわけでございますので、その人たちにチャンスをできるだけ早く与えてやりたい。しかしそれが上場までということになりますと、最初投資したときから、新株を引き受けたときから八年ないし十年は保有するということはやむを得ないのではなからうかというふうに考えます。

○堀委員 いまの上位の三千社ほど、それは可能性が非常にあるのですが、ここが増資をしまし
て、一億のところが三億になるためには、あと二
億円資金が要るのですね。その五〇%を見よう
ということになると、少なくとも一億円は投資育
成会社が見なければいけないですね。今度要する
に三億出資をふやすわけですね。三億出資をふや
したら、一億の会社を三億にするためには三社し
か使えないわけですよ。一体これで中小企業対策
が——たつた三社のために三億金を使えるかとい
うと、私はちよつと問題があるのじゃないかと思
うのです。発想の土台が一億だったから、五千万
円以下の会社を一億にするためには、一応出資を
すればかなり幅広く使えるだろう、こういうよう
な発想だったと思うのです。今度三億になつてま
いりますと、五千万円を三億にするためには二億
五千万円をふやさなければならぬ。一社当たり一
億二千五百万円ですか、一億二千五百万円は国と
いふか出資のほうが一社当たり要るわけですね。

よ。ところがこれは地方銀行なり都市銀行が出資をこれまでしてきたと思うのですよ。さっきの武藤さんのお話のように、実はあまりペイする投資ではないですね。転換社債などが出ている面から見て、投資育成会社というところは、いま法制局との議論で、金融機関であるないの議論があつたのですけれども、私はこの投資育成会社というのは変形した金融機関のように見ているのです。なぜかという、転換社債を持つということとは、これはなるほど形式としては株ということになります、これはやはりローンなんです、長期的ローンをやっているにすぎないので、それから、そういう形になってきたら、銀行側としてこれからもどんどん出資をしましよ、ということには、そう簡単にならないのじゃないかと私は思うのです。だからそういうことを考えるならば、いまのように一社当たり一億二千五百万円ずつ——いま二百五十社ぐらいあるのです、それを三百億ぐらいの資金がないことには、この分を全部卒業生にできない。とてもじゃないが、いまの見通しかからいけば、投資育成会社に国の資金を三百億もつぎ込めるかどうかという、あと五年間つぎ込んでおいても、年率三十億ずつ入れていかなければならぬ。そんなことには私はとうていなり得ないのじゃないかと思う。いまの財政硬直化なり全般的の情勢からして、なり得ないのじゃないか。ですから、ここらで投資育成会社の問題というのは、さっき私が指摘をした要するにオーバーザカウンターの問題とあわせて考える以外には、もう投資育成会社のレーゾンデールはないのじゃないだろうか。ここらで一べん中小企業庁は証券局とも十分御相談になつて、やはり数字的に可能な見通し、それは上場できるようにすることにしたい、それはないけれども、いまちょっと私が申し上げたように、多額の資金を必要とする。それは国といふか、出資分だけです。その出資分だけの身の中身のいまのウェイトから見ても、やはり国のウェイトだけ出すといつたとしても、やはり国の負担というものは、ばく大なものに今後もなつて

能かどうかという点、私はそう簡単に可能だとは思えない、こう思うのです。だからそこらを含めて、この法案のきよりの出資の問題は、この問題としてありましようけれども、私に言わせれば、せつかく出資をする以上、それが国民の費用である以上、効率的に使われて、本来の所期の目的が果たされなければ、これは私は予算のむだ使いになつてしまふのじやないか、こう思います。結局、一將功成り万骨枯るではないのですが、中の二つか三つは上揚できたけれども、あとはとうとうそのままで、投資育成会社は持ち切れないという点で、あと協力してもらえないならわれわれとしてもとてもだめですということ、結局そこですのまま停滯をするということになつたので、私はこれをつくつた意味がなくなつてしまふので、そこらを含めて少し再検討の段階にきてゐるのじやないか。だからこの点についてはひとつ大蔵省ともよく相談をされて、大蔵省側との関係なんですから、そつちに道が開けるのなら、さつき申し上げたように一億で切つて、一億にして、そこで卒業生を出していく、一億にするのなら、五千万円で一億ですから、かなり幅広いものについて私は協力ができるだらうと思ひますね。そこらについての中小企業庁側の考え方を承りなつと思ひます。

○乙竹政府委員　先生からまことに的確な御指摘をいただきました非常にありがたいでございます。私たちがいたしましては、確かに率直に申し上げまして、あくまでも二部上場已全部持ち上げるということは相當な無理がやはりどうもあると思ひます。と申しまして、この制度そのものは、やはり社会資本の動員のオーソドックスな場は株式証券市場であるということ、私はしろつとでよくわかりませんけれども、これは確かに間違つてないのだらうと思ひますが、それを踏んまえた制度でございまして。しかし一面、非常に多額な金が必要、その多額な金は一面では国家資金、納税者、一面にはまたその恩恵を非常に待ち望んでゐる中

でございますし、大蔵省のほうにも特にお願いをし、密接に連絡をとりながら検討を進めてまいりたいと思います。

○堀委員 私、何もこの制度をこわしたほうがいいと思っていないのです。ひとつせっかくできた制度ですから、できたものはやはり可能性があるようにしませんか。どうもいま見たところ、できたときと条件が変わってきたために、非常に可能性が薄くなっている。だからそれは、やはりもう少し可能性があるようにすべきではないかと思うし、同時にそのことは、投資育成会社のほうも、やはり可能性がないのを一生懸命やれと言われても精が出ないのじゃないかと思えますから、それは会社の皆さんの立場というよりも、中小企業庁なり通産省なり大蔵省で配慮してもらわないことには、実はあなたのところだけではどうにもならない問題だと思いますから、その点はひとつ政府は十分配慮してもらいたいこと、あわせてもう一つ申し上げておきたいのは、一べん投資育成会社の対象になったものは何か非常に恵まれるわけですね。その他に非常に差ができるのですが、私はやはりその中の方には少しきびしくあつていいのじゃないか。少なくとも何期かにわたって無配が続くようならば、これはせつかくすけれどもひとつお引き取りを願って、そうして次の、手を上げて待っている人たちに門戸を開放するというにならないと、なっちゃったものはなるたけもうすつと持っていくということになりますと、入ってくる人が制限をされてくるわけですね、資金にワケがあるわけですから。だからそこいらは、私はかねてからよく言うんですが、競争原理といいますか、さらにいいものが前へ行って、停滞をしたりしろへ下がっていく人について、それは一期だけ無配になったからすぐもうおまえはだめだというわけにはいきませんが、やはり何期か無配が継続しておるのにもかかわらず、もう入っちゃったのだからしかたがないということじゃなくて、そこらはやはり指導よろしきを得て、新しく入る人たちに道を開く方向に

ひとつ積極的に考えていただきたいと思えます。この点は投資育成会社の運営上も問題があるかかと思ひますので、その点を特に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○橋田委員長代理 本日の議事はこの程度にとどめます。

江沢参考人には次回の委員会におきまして再び御意見を賜りたいと存じます。御多用のところまことに恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

次回は、来たる二十六日火曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時四十二分散會

昭和四十三年三月二十八日印刷

昭和四十三年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局